

コロナウイルスによる休業で

従業員の雇用にお困りの事業者の皆様

市の個別相談会をご活用ください!

複雑な補助金の申請書類の作成を
社会保険労務士がサポートします!!

無料

所沢元気回復プロジェクト

市内事業者向け補助制度相談会事業

所沢市内の事業者が、休業する際に活用できる雇用関係の国の補助金（雇用調整助成金など）を申請をする際の書類の作成を、社会保険労務士がお手伝いします。

- * 事前予約が必要です。
- * 法人だけでなく、個人事業主も相談可能です。
- * 資金繰りのご相談はできません。



■相談できる内容■

①雇用調整助成金

事業縮小により、労働者に一時的に休業や教育訓練等をさせた場合に支払う、休業手当や賃金の一部を助成する国の制度です。

- * 補助率…条件により異なる
- * 限度額…8,330円(1人1日当たり)

※令和2年5月1日現在

②緊急雇用安定助成金

雇用調整助成金の対象外(雇用保険被保険者以外)の従業員の、休業手当や賃金の一部を助成する国の制度です。

- * 補助率…条件により異なる
- * 限度額…8,330円(1人1日当たり)

※令和2年5月1日現在

③その他 労務関係手続等

その他、休業等を行った場合の労務管理手続きや、休業に関する補助金の申請書作成をサポートします。

- * 特別休暇を設ける際の手続き
- * テレワーク・時差出勤等の労務管理
- * 小学校等休業対応助成金 等

■開催日程■

毎週 月・水・金曜日
午前10時 ~ 午後4時

- * 令和2年8月中旬頃まで開催予定
- * 相談時間:1回 50分
- * 予約による先着順

■開催場所■

所沢市役所 1階 市民ホール ほか
(所沢市並木1丁目1番地の1)
西武新宿線 航空公園駅 西口 徒歩5分

裏面もご確認ください ↪

■相談会の対象となる事業所■ (雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金)

下記のすべてを満たす事業者が対象です。

- ・ 市内に会社・店舗等があること
- ・ 雇用保険または労働保険の適用事業者であること
- ・ 売上高や生産量等の事業活動を示す指標が前年同月と比べて5%以上減少していること

その他、事業所の状況に応じて条件等があります。相談会にお越しいただいても、対象外である場合もございますのでご承知おきください。

■相談会にご持参いただく書類■ (雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金)

下記の他、必要書類がある場合がございます。

- ・ シフト表
- ・ 貸金台帳
- ・ 就業規則
- ・ 労働条件通知書
- ・ 労働者名簿、役員名簿等
- ・ 出勤簿、タイムカード等
- ・ 概算保険料申告書
- ・ 労働保険関係成立届 事業主控え

■注意事項■

- *雇用調整助成金等、補助金の申請窓口はハローワーク（公共職業安定所）です。
また、本相談会への参加が、雇用調整助成金等の支給を保証するものではありません。
- *新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場ではブースの距離を開ける等の措置を行いますが、マスクの着用等、ご自身での予防対策にもご協力ください。
- *雇用関係の補助金等の申請に関する相談以外は応じられません。



■お問い合わせ■

所沢市役所 産業振興課

電話：04-2998-9157 / FAX：04-2998-9162

E-Mail：a9157@city.tokorozawa.lg.jp

※相談会の申込みはFAX・電子申請・郵送等による受付は行っておりません。
電話にてお申込みいただきますようお願いいたします。

申し込み方法

所沢市役所 産業振興課にお電話ください。
事前予約制・先着順です。

- ① 希望日時
- ② 事業所名・業種
- ③ 相談にいらっしゃる方のお名前
- ④ 休業開始日（休業開始見込日）
- ⑤ 日中連絡のつく電話番号
- ⑥ 相談内容の概要

電話：04-2998-9157

(午前9時～午後5時15分まで)

FAX・電子申請・郵送等による受付は
行っておりません。

■相談員■

社会保険労務士

本相談会は、埼玉県社会保険労務士会 所沢支部にご協力いただき実施する事業です。

相談員は、日ごと・時間帯ごとに代わります。
また、相談員の指名はできません。



TOKOROZAWA